

# 「ぐんま観光おもてなし事業」業務委託仕様書

## 1 業務の名称

ぐんま観光おもてなし事業

## 2 業務の目的

本県には世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」をはじめ、草津・伊香保・水上・四方などに代表される個性豊かな温泉地や高山植物の宝庫として知られる「尾瀬国立公園」など、豊かな観光資源が数多く存在する。

昨年はNHK大河ドラマ「真田丸」の放送、圏央道茨城区間全線開通など、本県への観光誘客にとって追い風が吹いている。

毎年、「オール群馬」で実施している「ググっとぐんま観光キャンペーン」（主催：ググっとぐんま観光宣伝推進協議会、会長：群馬県知事、構成団体数：250団体）の観光客入込数は増加傾向にあり、平成29年度は7月1日から9月30日までの3カ月間で実施を予定している。

この追い風を逃すことなく、さらなる観光誘客につなげるため、「ぐんま観光おもてなし隊」を結成し、県内外のイベントや観光キャラバン等において本県の魅力を発信するとともに、イベント来場者等へのおもてなしする「ぐんま観光おもてなし事業」を実施する。

## 3 契約期間

契約締結日から平成30年3月31日まで

## 4 事業費

### (1) 事業費

金18,700千円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

### (2) 事業費の内容

本事業の遂行に必要と認められる経費は次のとおりとする。

#### ア 人件費

#### イ 県内外イベント・観光キャラバン等出動にかかる交通費・宿泊費等

#### ウ その他の経費

- ・消耗品費、広告宣伝費、通信運搬費、機器・物品等のレンタル・リース費、制服等クリーニング代、その他事業実施に必要な経費

#### エ 一般管理費

- ・事業全般を管理する際に発生する雑務的経費。事業費の1割を上限とする。

#### オ 消費税及び地方消費税

- ・各経費は消費税及び地方消費税を除いた額で算定し、その総額に消費税及び地方消費税率を乗じて得た額とすること。ただし、免税事業者の場合は、仕入課税額を消費税及び地方消費税欄に記載すること

#### カ 機器及び備品について

- ・本事業を実施するために必要な機器及び備品については、レンタル・リースを原則とし、特別に理由のある場合を除き、購入は認めないこととする。

## 5 業務内容

県内外のイベントや観光キャラバン等において本県の魅力を発信するとともに、イベント来場者等へのおもてなしを実施するため、次の業務を行う。

### (1) ぐんま観光おもてなし隊の結成

ぐんま観光おもてなし隊を次の構成員により結成する。出動構成員・人数は、県

内外イベント・観光キャラバン等の主催者と調整し、必要最小限の出動態勢とする。

【構成員】

- ・ぐんまコンシェルジュ（観光案内役・制服の着用）
- ・県のマスコット「ぐんまちゃん」の着ぐるみ
- ・ぐんま工女隊（主に、世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」のPRに出動。富岡製糸場の工女をイメージした衣装を着用）
- ・その他スタッフ（ユニホーム着用）

※留意事項

- ・「ぐんまちゃん」の着ぐるみ1体を通年貸与するほか、行楽・祭りシーズンやググっとぐんま観光キャンペーンの集中宣伝期間等についてはもう1体を貸与するので、1日2現場まで対応可能とする。
- ・ぐんまコンシェルジュの春夏・秋冬用の制服各7着及びぐんま工女隊の衣装3着を貸与する。ただし、制服等のサイズ相違や劣化の場合は委託費で新調する。
- ・スタッフのユニホームを委託費で作成する。
- ・ググっとぐんま観光キャンペーン用法被を必要枚数貸与する。

(2) ぐんま観光おもてなし隊の出動による本県のPR活動

ア 出動する県内外イベント・観光キャラバン等

【協会が指定するもの】

- ・県や市町村が実施するイベントや祭り等
- ・民間が実施する大規模な集客イベント等
- ・県内外の鉄道各駅や高速道路SA・PA、県内外の大型ショッピングモール等で実施する、一般対象の観光キャラバン
- ・首都圏や北陸、名古屋、大阪で実施する、旅行エージェント対象の観光キャラバン
- ・その他、協会が必要と認めたもの

イ 出動回数

- ・県内外イベント・観光キャラバン等への出動は協会と協議しながら、契約金額の範囲内で実施する。

ウ 出動時の実施内容

県内外イベント・観光キャラバン等の主催者と交渉し、以下の内容を実施する。

- ・本県の観光PRブースを設置し、観光パンフレットの配布や観光案内等を行う。  
※観光PRブースは主催者の無償提供とする。
- ・特設ステージ等で、本県への観光誘客につながるPR（観光地、物産品、旬の話題等）を行う。  
※県主催の場合等は、県がステージ台本を事前確認する。  
※ステージPRでは、写真撮影会やクイズ大会、じゃんけん大会、ぐんまちゃんダンスの披露等、県のマスコット「ぐんまちゃん」を効果的に活用する。

エ 観光パンフレット・ノベルティ等の調達

- ・観光PRブース等で配布する観光パンフレット等は、県や市町村等から必要部数を調達する。
- ・県内外イベント等の来場者への配布や、クイズ大会の賞品等で使用するノベルティは県所有のものを提供する。

オ PR活動に必要なツール（看板・POP等）の作成

- ・観光PRブースを装飾する、のぼり旗（ポール含む）やテーブルクロス、ポスターパネル等は県が貸与するが、必要に応じてPR活動に必要なツール（看板・POP等）を作成する。

カ ブログ等における情報発信業務

- ・ぐんま観光おもてなし隊の出動予定やPR活動を紹介するブログ等の作成・配信を行う。

※ブログ等に係る経費は、委託費で対応する。

- キ 北関東自動車道波志江PA（上下線）ぐんま観光情報コーナー管理
  - ・定期的に県発行の観光パンフレットの補充等を行う。

(3) 県内外イベント・観光キャラバン等の出動記録の作成・提出

- ・業務終了後に提出する事業実績報告書に添付する（1部）。
- ・出動記録には写真も掲載すること

※上記（1）～（3）の業務内容については、業務受託者の提案内容に基づき、県と協議の上、決定する。

## 6 事業報告

委託業務完了の日以降、速やかに事業実績報告書（1部）を提出する。

（内容）

事業実施期間

事業概要・業務日誌

事業費（支出が確認できる書類を添付）

その他

## 7 その他

仕様書に記載のない事項及び内容の詳細について、また業務上疑義が生じた場合は、協会と協議の上、決定する。